

単純な労務に雇用される一般職非常勤職員の給与の種類及び基準に関する条例施行規則
及び東大阪市職員通勤手当支給規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和 8 年 9 月 3 0 日

東大阪市長 野 田 義 和

単純な労務に雇用される一般職非常勤職員の給与の種類及び基準に関する条例施行規則及び東大阪市職員通勤手当支給規則の一部を改正する規則

(単純な労務に雇用される一般職非常勤職員の給与の種類及び基準に関する条例施行規則の一部改正)

第 1 条 単純な労務に雇用される一般職非常勤職員の給与の種類及び基準に関する条例施行規則（平成 2 7 年東大阪市規則第 5 2 号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
(通勤手当の支給始期及び終期等) 第 2 2 条 通勤手当の支給は、<u>一般職非常勤職員に新たに第 1 5 条第 1 項の一般職非常勤職員たる要件が具備されるに至った場合</u>においてはその日の属する<u>月</u>から開始し、通勤手当を支給されている一般職非常勤職員が離職し、又は死亡した場合においてはそれぞれその者が離職し、又は死亡した日、通勤手当を支給されている一般職非常勤職員が<u>同項の一般職非常勤職員たる要件を欠くに至った場合</u>においてはその事実の生じた日の属する月（これらの日が月の初日であるときは、その日の属する月の前月）をもって終わる。ただし、通勤手当の支給の開始については、<u>第 1 6 条第 1 項</u>の規定による届出が、これに係る事実の生じた日から 1 5 日を経過した後にされたときは、その届出を受理した日の属する<u>月</u>から行うものとする。 2 通勤手当は、これを受けている一般職非常	(通勤手当の支給始期及び終期) 第 2 2 条 通勤手当の支給は、<u>一般職非常勤職員が新たに第 1 5 条第 1 項各号のいずれかに該当するに至った場合</u>においてはその日の属する<u>月の翌月（その日が月の初日であるときは、その日の属する月）</u>から開始し、通勤手当を支給されている一般職非常勤職員が離職し、又は死亡した場合においてはそれぞれその者が離職し、又は死亡した日、通勤手当を支給されている一般職非常勤職員が<u>同項各号のいずれにも該当しなくなった場合</u>においてはその事実の生じた日の属する月（これらの日が月の初日であるときは、その日の属する月の前月）をもって終わる。ただし、通勤手当の支給の開始については、<u>第 1 6 条</u>の規定による届出が、これに係る事実の生じた日から 1 5 日を経過した後にされたときは、その届出を受理した日の属する<u>月の翌月（その日が月の初日であるときは、その日の属する月）</u>から行うものとする。 2 通勤手当は、これを受けている一般職非常

勤職員にその額を変更すべき事実が生ずるに至った場合においては、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める月からその額を改定する。

(1) 通勤手当の額を増額して改定する場合（第3号に掲げる場合を除く。） 通勤手当を受けている一般職非常勤職員にその額を変更すべき事実の生じた日の属する月（当該改定に係る第16条第2項の規定による届出が、当該事実が生じた日から15日を経過した後には、その届出を受理した日の属する月）

(2) 通勤手当の額を減額して改定する場合又は改定前の通勤手当の額と改定後の通勤手当の額が同額である場合（次号に掲げる場合を除く。） 通勤手当を受けている一般職非常勤職員にその額を変更すべき事実の生じた日の属する月の翌月（その日が月の初日であるときは、その日の属する月）

(3) 月の初日から末日までの期間に一般職非常勤職員に通勤手当の額を変更すべき事実の生じた日が2以上ある場合 次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める月

ア 通勤手当の額を増額して改定する場合
に相当するものとして市長が定める場合
市長の定める月

イ アに掲げる場合以外の場合 これらの事実の生じた日の属する月の翌月

3 前項第3号アに掲げる場合における同号アに定める月の支給額は、市長が定める。

(通勤手当の支給方法等)

第24条 第15条第1項の一般職非常勤職員

勤職員にその額を変更すべき事実が生ずるに至った場合においては、その事実の生じた日の属する月の翌月（その日が月の初日であるときは、その日の属する月）からその額を改定する。前項ただし書の規定は、通勤手当の額を増額して改定する場合におけるその額の改定について準用する。

(通勤手当の支給方法等)

第24条 第15条第1項の一般職非常勤職員

に対する通勤手当は、その者の支給対象期間の初日の属する月の給料の支給日（以下この条において「支給日」という。）に支給する。ただし、次に掲げる場合は、支給日後に支給することができる。 (1) 通勤手当に係る事実が確認できない等の場合 (2) 一般職非常勤職員に新たに第15条第1項の一般職非常勤職員たる要件が具備されるに至った日が支給日以後の場合	に対する通勤手当は、その者の支給対象期間の初日の属する月の17日（その日が休日にあたるときは、その日前の直近の休日でない日）に支給する。ただし、当該支給日までに通勤手当に係る事実が確認できない等のため、その日に支給することができないときは、その日後に支給することができる。
---	---

（東大阪市職員通勤手当支給規則の一部改正）

第2条 東大阪市職員通勤手当支給規則（昭和42年東大阪市規則第24号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
（自動車等使用者に係る通勤手当の額） 第10条の2 （略） （支給の始期及び終期等） 第15条 通勤手当の支給は、職員に新たに条例第27条第1項の職員たる要件が具備されるに至った場合においてはその日の属する月から開始し、通勤手当を支給されている職員が離職し、又は死亡した場合においてはそれぞれその者が離職し、又は死亡した日、通勤手当を支給されている職員が同項の職員たる要件を欠くに至った場合においてはその事実の生じた日の属する月（これらの日が月の初日であるときは、その日の属する月の前月）をもって終わる。ただし、通勤手当の支給の開始については、第3条第1項の規定による届出が、これに係る事実の生じた日から15日を経過した後にはされたときは、その届出を受理した	（自動車等使用者の支給額） 第10条の2 （略） （支給の始期及び終期） 第15条 通勤手当の支給は、職員に新たに条例第27条第1項の職員たる要件が具備されるに至った場合においてはその日の属する月の翌月（その日が月の初日であるときは、その日の属する月）から開始し、通勤手当を支給されている職員が離職し、又は死亡した場合においてはそれぞれその者が離職し、又は死亡した日、通勤手当を支給されている職員が同項の職員たる要件を欠くに至った場合においてはその事実の生じた日の属する月（これらの日が月の初日であるときは、その日の属する月の前月）をもって終わる。ただし、通勤手当の支給の開始については、第3条の規定による届出が、これに係る事実の生じた日から

日の属する月から行うものとする。

- 2 通勤手当は、これを受けている職員にその額を変更すべき事実が生ずるに至った場合においては、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める月からその額を改定する。

(1) 通勤手当の額を増額して改定する場合
(第3号に掲げる場合を除く。) 通勤手当を受けている職員にその額を変更すべき事実の生じた日の属する月(当該改定に係る第3条第2項の規定による届出が、当該事実の生じた日から15日を経過した後にされたときは、その届出を受理した日の属する月)

(2) 通勤手当の額を減額して改定する場合
又は改定前の通勤手当の額と改定後の通勤手当の額が同額である場合(次号に掲げる場合を除く。) 通勤手当を受けている職員にその額を変更すべき事実の生じた日の属する月の翌月(その日が月の初日であるときは、その日の属する月)

(3) 月の初日から末日までの期間に職員に通勤手当の額を変更すべき事実の生じた日が2以上ある場合 次のア又はイに掲げる場合の区分に応じ、それぞれア又はイに定める月

ア 通勤手当の額を増額して改定する場合
に相当するものとして市長が定める場合
イ 市長の定める月

イ アに掲げる場合以外の場合 これらの

15日を経過した後にされたときは、その届出を受理した日の属する月の翌月(その日が月の初日であるときは、その日の属する月)から行うものとする。

- 2 通勤手当は、これを受けている職員にその額を変更すべき事実が生ずるに至った場合においては、その事実の生じた日の属する月の翌月(その日が月の初日であるときは、その日の属する月)からその額を改定する。前項ただし書の規定は、通勤手当の額を増額して改定する場合におけるその額の改定について準用する。

<u>事実の生じた日の属する月の翌月</u> <u>3 前項第 3 号アに掲げる場合における同号ア</u> <u>に定める月の支給額は、市長が定める。</u> (支給方法等) 第 18 条 条例第 27 条第 1 項の職員に対する 通勤手当は、その者の支給対象期間の初日の 属する月の給料の支給日 <u>(以下この条におい</u> <u>て「支給日」という。)</u> に支給する。ただし、 <u>次に掲げる場合は、支給日後に支給すること</u> <u>ができる。</u> <u>(1) 通勤手当に係る事実が確認できない等</u> <u>の場合</u> <u>(2) 職員に新たに条例第 27 条第 1 項の職</u> <u>員たる要件が具備されるに至った日が支給</u> <u>日以後となる場合</u> 2 (略)	(支給方法等) 第 18 条 条例第 27 条第 1 項の職員に対する 通勤手当は、その者の支給対象期間の初日の 属する月の給料の支給日に支給する。ただし、 <u>当該支給日までに通勤手当に係る事実が確認</u> <u>できない等のため、その日に支給することが</u> <u>できないときは、その日後に支給することが</u> <u>できる。</u> 2 (略)
---	---

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、令和 8 年 10 月 1 日から施行する。

(経過措置)

- 2 第 1 条の規定による改正後の単純な労務に雇用される一般職非常勤職員の給与の種類及び基準に関する条例施行規則第 22 条の規定は、この規則の施行の日（以下「施行日」という。）以後に一般職非常勤職員に新たに単純な労務に雇用される一般職非常勤職員の給与の種類及び基準に関する条例施行規則第 15 条第 1 項の一般職非常勤職員たる要件が具備されるに至った場合又は通勤手当を受けている一般職非常勤職員にその額を変更すべき事実が生ずるに至った場合について適用し、施行日前に一般職非常勤職員に新たに当該要件が具備されるに至った場合又は通勤手当を受けている一般職非常勤職員に当該事実が生ずるに至った場合については、なお従前の例による。
- 3 第 2 条の規定による改正後の東大阪市職員通勤手当支給規則第 15 条（東大阪市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例施行規則（令和 2 年東大阪市規則第 17 号）第 11 条第 1 項において準用する場合を含む。）の規定は、施行日以後に職員に新

たに東大阪市職員給与条例（昭和42年東大阪市条例第27号）第27条第1項の職員たる要件が具備されるに至った場合又は通勤手当を受けている職員にその額を変更すべき事実が生ずるに至った場合について適用し、施行日前に職員に新たに当該要件が具備されるに至った場合又は通勤手当を受けている職員に当該事実が生ずるに至った場合については、なお従前の例による。